

平成16年4月23日
厚生労働省
農林水産省

食品の表示に関する一元的な相談窓口の全国展開について

食品の表示制度については、食品衛生法や農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）など複数の法律により規定されていることから、それぞれを担当する窓口への相談が必要であることなど、その利便性の問題等が指摘されていたところです。

このため、平成14年12月より、厚生労働省及び農林水産省の連携のもと、相互に担当者を派遣し、消費者や事業者に分かりやすい相談窓口として、食品の表示に関する一元的な相談窓口（ワン・ストップ・サービス）を月曜日及び水曜日（月曜：日本食品衛生協会（東京都渋谷区）、水曜：農林水産消費技術センター本部（埼玉県さいたま市））に開設し、これまで3,203件（16年3月末現在）の相談を受け付けてきたところです。

このように多くの利用実績があることから、更なる利便向上のため、一元的な相談窓口の全国展開を図ることとし、本年5月から、下記のとおり、新たに4カ所を開設することとしましたので、お知らせします。

記

1. 新たな開設窓口

名 称	場所及び電話番号	開催日 開始日
独立行政法人 農林水産消費技術センター 名古屋センター表示指導課	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館 TEL：052-232-2029	毎週火曜日 5月11日
社団法人 大阪食品衛生協会 消費安全情報相談室	大阪府大阪府中央区伏見町2-4-6 大阪薬業クラブ5階 TEL：06-6227-6222	毎週金曜日 5月14日
独立行政法人 農林水産消費技術センター 神戸センター表示指導課	兵庫県神戸市中央区小野浜町1-4 TEL：078-331-7663	毎週木曜日 5月13日
社団法人 福岡市食品衛生協会	福岡県福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館4階 TEL：092-651-5505	毎週木曜日 5月13日

(参考) 既に開設されている窓口

名 称	場所及び電話番号	開 催 日
社団法人 日本食品衛生協会 食品安全情報相談室	東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター1階 TEL: 03-3403-4127	毎週月曜日
独立行政法人 農林水産消費技術センター 表示指導課	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 TEL: 048-600-2366	毎週水曜日

2. 受け付ける相談等の内容

(1) 食品衛生法、JAS法に基づく食品の表示に関する相談

*相談内容が景品表示法に関係する場合には、相談窓口から公正取引委員会の担当部署に照会します。

(2) 食品衛生法、JAS法に基づく食品の表示に関する苦情及び違反に関する情報

3. 相談方法

(1) 原則としてお電話によるご相談となります(電話番号は、上記に記載のあるとおりです)。

(2) なお、ご来訪の上で直接ご相談される必要がある場合には、あらかじめお電話にてご予約下さい。

注1: 6カ所の相談窓口の共通事項として、①開催日は休日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く。②開催時間は10:00~12:00及び13:00~16:00。

注2: 社団法人大阪食品衛生協会においては、これまで、食品安全情報相談室において、毎週火曜日及び木曜日に、表示を含む食品衛生全般に関する相談を受け付けておりましたが、今後は毎週火曜日及び金曜日となります(電話番号は06-6227-6222)。